

5月1日現在の
会員数 302

猪名川町商工会

第108号発行:2010/5/12
発行責任者 辻口 悦司

日本政策金融公庫
融資利率
普通貸付 2.15%
マル経貸付 1.85%
(H22.4.1現在)

B-net 5 May

雇用保険法の一部改正について

4月1日から雇用保険料率が改定されています。
新料率については右記のとおりです。
給与計算事務をご担当の方はご注意ください。
また、パート・アルバイトの雇用保険加入範囲
が拡大され4月1日以降は、下記の要件に合致す
れば雇用保険への加入が必要となりますのでご
注意ください。

- 31日以上の雇用見込みがあること
- 1週間の所定労働時間が20時間以上あること

	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000			

雇用保険の被保険者負担額と端数処理について

- ①源泉控除する場合 被保険者負担分の端数が、50銭以下の場合は切り捨てとなります。(注1)
 - ②被保険者が現金で支払う場合 被保険者負担分の端数が、50銭未満の場合は切り捨てとなります。(注1)
- 注1) 端数処理の取扱いについて、労使間で慣習的な取扱い等の特約がある場合にはこの限りではありません。

労働保険年度更新について

労働保険事務組合に加入の事業主の皆様には、労働保険の年度更新の時期になってまいりました。平成22年度の更新手続き書類については 4月20日を目途に各事業所に郵送する予定としておりますので、商工会への書類の提出及び保険料の納付については、下記の期限厳守にてご協力賜りますようお願いいたします。

平成21年度の賃金額のとりまとめや元請工事の期間や請負額の整理など書類記載についての準備をお願いします。

- 平成21年度の賃金報告等の報告書類や建設業関連の一括有期事業報告書等の書類については

5月21日までに

- 第1期分労働保険料の納入については

6月25日までに

経営相談の実施について

日ごろの売上改善や、現在と違った事業を計画したい、事業承継なども含めて経営に関する様々な問題について、経営支援の専門家を派遣して個別相談を実施します。

希望される会員の方は、商工会事務局までご相談ください。

高年齢雇用継続給付について

■高年齢雇用継続給付とは

「高年齢雇用継続基本給付金」と基本手当を受給し、60歳以後再就職した場合に支払われる「高年齢再就職給付金」との2種類に分かれますが、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されます。

■支給額

高年齢雇用継続給付の支給額は、60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳時点の賃金の61%以下に低下した場合は、各月の賃金の15%相当額となり、60歳時点の賃金の61%超75%未満に低下した場合は、その低下率に応じて、各月の賃金の15%相当額未満の額となります。(各月の賃金が335,316円を超える場合は支給されません。この額は毎年8月1日に変更されます)

例えば、高年齢雇用継続基本給付金について、60歳時点の賃金が月額30万円で、60歳以後の各月の賃金が18万円に低下したときには、60%に低下したことになりますので、1か月当たりの賃金18万円の15%に相当する額の2万7千円が支給されます。

■支給期間

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間は、被保険者が60歳に達した月から65歳に達する月までです。ただし、60歳時点において、雇用保険に加入していた期間が5年に満たない場合は、雇用保険に加入していた期間が5年となるに至った月から、給付金支給対象期間となります。また、高年齢再就職給付金については、60歳以後の就職した日の属する月から、1年又は2年を経過する日の属する月までです。(ただし65歳に達する月が限度)

伊丹地域 新規学校卒業者求人取扱い説明会のご案内

来春の新規学校卒業者の就職環境については、昨今の不況の影響を受け過去になく厳しい情勢が伝えられており、このような中、管内企業に求人確保での就職の機会均等と公正な採用選考についての啓発を目的とした求人取扱い説明会が開催されます。問い合わせはハローワーク尼崎(電話06-6428-0062)へ

- 日時 6月9日(水) 14時から16時
- 場所 伊丹スワンホール 3F多目的ホール
- 内容 H23年3月新規学卒者採用選考手続きについて